

生徒・保護者様へ

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」には出席停止の期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒が登校できない期間です。(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはしません。)

これらの感染症(別紙「学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準一覧」を参照)の可能性があり欠席させる場合には、授業開始時刻前に学校へご連絡ください。また、医師による診断の結果についても速やかにご連絡をお願いします。

医師の診断などにより、他へ感染させる恐れがなくなり、登校する際には以下の「学校において予防すべき感染症の欠席届」を担任へご提出ください。

*病気の状況により、医師の証明書をご提出いただく場合もあります。

学校において予防すべき感染症の欠席届

東京都立園芸高等学校長殿

| | |
|----------------------------|----------------------------|
| 学年・クラス・生徒氏名 | 年 組 氏名 |
| 感染症の診断名・診断日 | 診断名(病名) 診断日 月 日 () |
| 感染防止のための療養期間 (学校を休んだ期間) | 月 日～ 月 日まで |
| 受診した医療機関名 電話番号 | 医療機関名 TEL () |

以上、連絡します。

令和 年 月 日

保護者氏名 印

受理日

令和 年 月 日

